

平成27年2月定例会 第5委員会 報告資料

○福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する
要綱の制定について

1頁

平成27年2月20日

環 境 局

福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱の制定 について

1 市の処理施設での搬入者指導の現状

- (1) 現在，処理施設への廃棄物の自己搬入者に対して，可燃，不燃等の分別，処理不適物の除去などの搬入前の処理を徹底させるため，「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき，廃棄物の受入基準を定め，受入基準に違反する場合は，搬入者に対し，その場で分別のやり直しや不適物の持ち帰り等を指導している。
- (2) (1) の指導等のため，処理施設では搬入物検査を実施しているが，清掃工場では，混雑防止等の観点から一部の車両のみ，またごみピット投入時に主に目視での検査しか実施できていない。
- (3) そのため，悪質な搬入者が不適物をごみに紛れさせて搬入した場合には，発見が困難であり，このような現状につけこんで，一部の悪質な搬入者は不適切な搬入を繰り返す状況にある。

2 要綱制定の趣旨

廃棄物の適正処理の確保と廃棄物からの資源・エネルギー回収の推進に向けて，不適切な搬入を繰り返す搬入者に対する文書勧告及び是正されない場合に，一定期間の処理施設への廃棄物の受入拒否処分を行うための手続き等を整備するもの。

また，受入拒否処分については，不利益処分であることから，現行の受入基準の内容とあわせて，弁明の機会の付与等の手続きを定めた要綱を制定するもの。

【参考】（福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 関係条項）

（一般廃棄物の受入基準等）

第 22 条 市民及び事業者（市民又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は，一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には，規則で定める受入基準に従わなければならない。

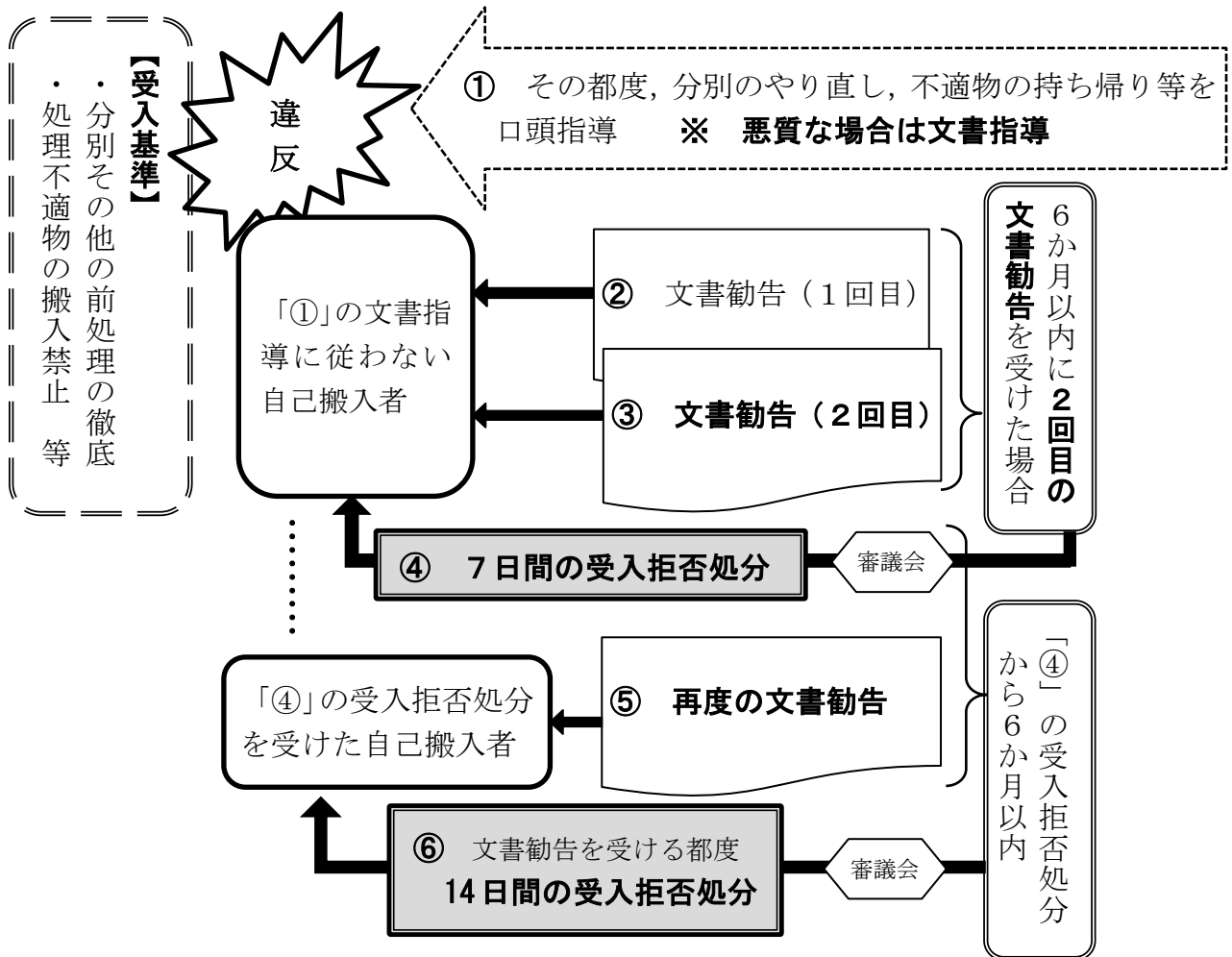
2 市長は，前項の市民及び事業者が同項の受入基準に従わない場合には，当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（産業廃棄物の受入基準等）

第 26 条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は，第 24 条に規定する産業廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には，規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は，前項の事業者が同項の受入基準に従わない場合には，当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

3 期間を定めた受入拒否処分等の流れ



4 スケジュール

(1) 要綱の施行日

① 受入基準に関する規定

平成 27 年 4 月 1 日

② 期間を定めた受入拒否処分等に関する規定（上記②～⑥の手続き）

平成 27 年 7 月 1 日

(2) 制度の周知等

平成 27 年 3 月 15 日号の市政だより他，市のホームページ，処理施設における搬入者へのチラシ配布，自己搬入ごみ事前受付センターでの受付時の説明により周知を図る。

